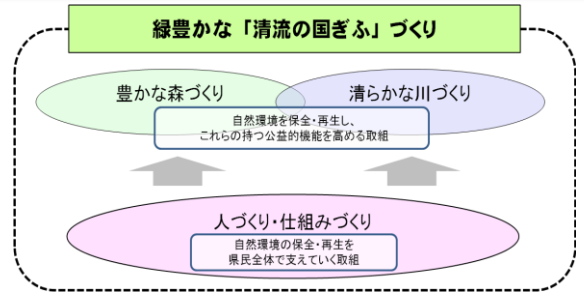


岐阜県では平成24年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入し、豊かな森林や水といった自然環境の保全・再生に向けた取組みを進めてきました。

導入当初に設定した計画期間は本年度末をもって終了しますが、自然環境の保全・再生には相当の時間が必要であり、この5年間の中で新たに増えてきた課題もあることから、平成29年度以降についても森林・環境税の制度を継続し、取組みを進めたいと考えています。

■森林・環境施策の方向性

緑豊かな「清流の国ぎふ」づくりのために、清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、これまで取り組んできた「豊かな森づくり」と「清らかな川づくり」、そしてそれを支える「人づくり・仕組みづくり」の方向性を維持しつつ、新たな課題にも対応した自然環境の保全・再生の取組みを進めていきます。



■新たな課題に対応するための施策

①全国育樹祭の成果を踏まえた100年先を視野に入れた森林づくり、②各地域で深刻化する鳥獣被害への対策をはじめとする自然生態系の保全、③COP21におけるパリ協定採択を受けた地球温暖化対策、そして④「ぎふ木育」などのこれからの自然環境保全の取組を担う人づくり、といった新たな課題に対応するため、これまでの5施策を大きく4つの施策に再編。

これまでの施策

- ①環境保全を目的とした水源林等の整備
- ②里山林の整備・利用の促進
- ③生物多様性・水環境の保全
- ④公共施設等における県産材の利用促進
- ⑤地域が主体となった環境保全活動の促進



これからの施策

- ①100年先の森林づくりの推進
- ②自然生態系の保全と再生
- ③ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり
- ④人づくり・仕組みづくり

具体的施策のイメージ



■森林・環境税の使いみち

①100年先の森林づくりの推進

環境保全林の整備
水源林等の公有林化支援
里山林の整備

【新規事業】生活保全林の整備

【新規事業】森林地域外危険木の除去

【新規事業】観光景観林の整備

③ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり

木質バイオマス利用施設導入の支援

【新規事業】小水力発電による環境保全推進事業

④人づくり・仕組みづくり

公共施設等の木造化・内装木質化の支援

学校の机、椅子等の木製品導入の支援

地域住民と協働の未利用材搬出の取組みの支援

ぎふ木育拠点の整備

木製学習教材導入の支援

森と木と水に関する環境学習の推進

第三者機関による事業評価審議会の開催

流域の環境を理解するためのツアー開催

生物多様性をテーマとしたシンポジウムの開催

①～④共通 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進

NPO等による環境保全活動への支援

市町村提案による自然環境保全の支援

②自然生態系の保全と再生

【拡充】ニホンジカ、イノシシ、カワウ捕獲等の支援

有害鳥獣対策等に従事する市町村職員の育成

野生動物対策の調査研究・普及等

流域協働による河川清掃

ため池の生態系を回復する外来種の駆除等

水田の生態系を回復する水田魚道の設置

里地里川の生態系保全の取組みへの支援

地域協働による魚道の適切な維持管理

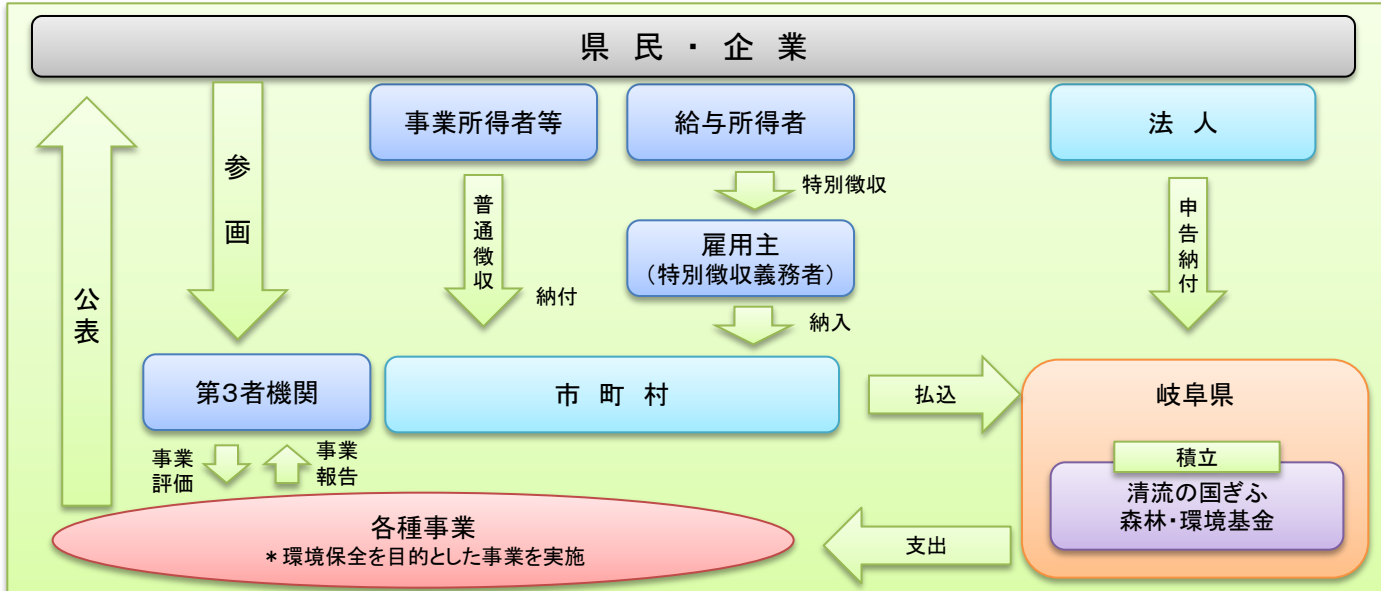
【新規事業】用排水路・河川落差解消支援

■必要となる経費

今後必要となる施策を実施するために必要な県費は、5年間で約60億円と試算し、単年度平均で約12億円となります。

■森林・環境税のしくみ

	個人	法人
しくみ	県民税均等割に上乗せして納めていただき(県民税均等割超過課税)、上乗せ部分の税収を「清流の国ぎふ森林・環境基金」に繰り入れて、森づくりや川づくりの施策に使います。 税収で実施した事業の内容と成果については、毎年わかりやすく公表していきます。	
納める方	(その年の1月1日現在で) ○県内に住所がある人 ○県内に家屋敷等を持っている人 *前年の所得金額が一定基準を下回るなど 一定の条件を満たす方は非課税です。	○県内に事務所、事業所などがある法人等
税額	年額1,000円	資本金等の額により 年額2,000円～80,000円 (県民税均等割標準税率の10%相当額)
課税の方法	県民税(均等割)に上記の額を上乗せ	
徴収の方法	個人市町村民税と合わせて 市町村が徴収し、県へ払い込む	法人県民税の申告納付の 際に併せて県が徴収
課税の期間	5年間 (効果等を総合的に検証し、5年後に見直しを行います)	



■森林・環境税による事業の流れ(イメージ図)